

第2回 定例総会議事録

1. 日 時 令和6年5月14日（火）午後3時15分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 801会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行
4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範
7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一
10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳
13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第2回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第2回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に3番平山委員さん、9番筒井委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新生支援学校から東へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてダイコン、ニンニク等の露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。この土地は長年課題となっていて、荒れていたのですが、ようやく譲受先が決まったということです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院から北へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画で</p>

<p>議長</p>	<p>す。譲受人は、申請地においてダイコン、ハクサイを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約93a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、七瀬自然公園グラウンドから北西へ約50m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてキュウリ、ナス、カボチャを栽培予定です。農機具は軽トラック、小型耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約22a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>4番齊藤委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

	<p>告です。申請地は、野津原市民センターから南西へ約650mの距離に位置した農地であり、現地の一部は耕起されており、全体的に保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてジャガイモ、タマネギ、ダイコン、ニンジン栽培を予定しています。農機具は草刈機を2台、耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校から3筆は北東へ約350m、1筆は北西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は耕起されており、2筆は保全管理され、1筆はカキ、ウメが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において1筆はウメ、カキ、その他はウメ、プラム、アンズ、キンカン等を栽培予定です。農機具はオートモア、ミニユンボを各2台、トラクター、フォークリフトを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約171aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番黒木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校から南へ約2.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、バインダー、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約18aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹中小学校から南へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、コンバイン、乾燥機を各2台、田植機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約42aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から東へ約3.6kmの距離に位置した農地であり、現地の1筆はスモモ、1筆はミカンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてスモモ、ミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約51aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてキャベツ、ダイコン、ナスを栽培予定です。農機具はトラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約13aとなります。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>2番大野委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において柑橘類を栽培予定です。農機具は草刈機を5台、軽トラックを2台、トラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約16aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ7ページ 3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧大志生木小学校から南東へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ハクサイ、スイカ</p>

<p>議長</p>	<p>を栽培予定です。農機具は草刈機、コンバインを各2台、トラクター、田植機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約67a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ8ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>14番村上委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南へ約300m の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、認定農業者と家族経営協定を締結した後継者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、管理機、草刈機を各2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>

9番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において柑橘類を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約78aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ9ページ 3番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流ひろばから南東へ約750mの距離に位置した農地であり、現地は一部にカキが栽培されており、全体的に保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ネギを栽培予定です。農機具はボイラーを10台、冷蔵庫、管理機を各3台、トラクター、動力噴霧器を各2台、草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約116aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、鶴崎工業高等学校から北へ約100mの距離に位置した農地であり、現地はナス、ネギ等の露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてジャガイモ、サツマイモ、トマト、ピーマン、カボチャ、ナスを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有、草刈機を1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約4aとなります。贈与となっておりますが、親子の生前贈与です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ、10ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、認可地縁団体が自治公民館として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から北西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は資材置場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、土木工事業などを営む法人が資材置場用地として利用するものですが、既に転用済のため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ11ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから北へ約740mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、宅地の一部として利用するものですが、既に転用済のため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、おおむね10</p>

議長	<p>ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ12ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、建築業等を営む法人が駐車場及び資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、13ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>基盤強化法での所有権移転 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地において水稲、麦を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、田植機、麦播種機、軽トラックを各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約1.2ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、14ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意</p>

8番脇委員	<p>見を報告してください。</p> <p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院から北西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機、精米機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.3haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は、草刈機を4台、モア（草刈）、管理機を各2台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約96aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ15ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から南西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において牧草を栽培予定です。農機具はトラクターを5台、マニュアルプレッター、ロールベラー、モアーを各2台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約4.6haとなります。借受人は豊後大野市在住の認定農業者で、この近辺の農地を借りて営農しております。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、16ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。 1番は釘宮委員さんが理事を務める法人の案件ですので、釘宮委員さん

	<p>は一旦、退室をお願いします。報告は事務局からお願いします。</p> <p>(釘宮委員退出)</p>
議長	<p>では、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、飼料用米、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約18.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、1番は承認することとします。</p> <p>では、釘宮委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(釘宮委員着席)</p>
議長	<p>それでは、引き続き事務局から報告してください。</p>

事務局

16ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約6ha となります。

17ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹ノ内地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約3.1ha となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約16.1ha となります。

18ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラ、水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1.3ha となります。議案の33ページ、2番と3番をご覧ください。農地法第18条第6項の通知により、賃貸人が公社を通じて賃借人へ貸していた農地を、双方の合意による解除の通知を受けて解約を行っています。そして、その解除した農地を、改めて公社を通じ賃借権の設定を受ける方にお貸しするという事です。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現

	<p>地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地の2筆は麦が栽培されており、その他は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にパセリを栽培予定の認定新規就農者で、契約成立後の経営面積は約39a となります。</p> <p>19ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約3.9ha となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した「16ページ 1番」を除く、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、20ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p>

申請内容は1994年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用していました。

21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1983年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約3.6kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。

22ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1998年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1923年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用していました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1筆は2003年頃から、1筆は1971年頃から宅地、農業用倉庫として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から北西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は宅地、農業用倉庫として利用していました。

23ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2004年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校から東へ約1.9kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。

各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、24ページからの 第6号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>24ページから26ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で5件出ています。</p> <p>27ページから29ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で8件出ています。</p> <p>30ページから32ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で31件出ています。</p> <p>33ページです。農地法第18条第6項の通知で、先程の18ページ第4号議案でも少し説明をいたしました。が、賃借権の権利設定において双方合意での解約の通知が、合計で3件出ています。</p> <p>34ページです。農地競売・公売買受適格証明願の5条届出で、市街化区域内の農地を取得したいという届出が、合計で1件出ています。</p> <p>最後は、35ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についての届出が、合計で1件出ています。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>次に、第7号議案 令和5年度 最適化活動の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>地区審議会でお配りした A4の資料をご覧ください。地区審議会では数字については説明いたしましたが、内容といたしましては、皆さんの活動をもとに集計したものを県へ報告し、最終的に県から国へ報告するものとなります。次に、本日お配りした資料をご覧ください。総会で点検・評価したことを、総会としてどのような意見を出すかというものです。資料の一番下に総会で出された意見を記載しております。こちらは令和5年度分ですが、令和5年度の目標達成に向けて活動していただきたいことを、農業委員会の意見として昨年度は出しております。今回は今年度の活動目標を、令和5年度の第7号議案を参考にどのようなものにするか協議していただきたいと思っております。ご意見がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
9番筒井委員	<p>令和6年度の最適化活動の目標として、新規参入の促進活動を進めて行っていただきたいので項目を追加してはいかがでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、総会で出された意見として「令和6年度の目標達成に向けて、新規参入の促進等活動していただきたい。」としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>

議長	<p>それでは、総会の意見として、そのようにします。</p> <p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は承認します。</p> <p>次に、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>これで第2回定例総会を閉会します。</p>